

財団法人日韓文化協会
寄付行為

第1章 名称及び事務所

(設立)

第1条 朴春琴は、第4条に定める目的のため、別紙財産目録に掲げる財産を寄付し、財団法人を設立する。

(名称)

第2条 この財団法人は、財団法人日韓文化協会（以下「協会」と略称する）という。

(事務所)

第3条 協会の事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 協会は、日韓共栄の本義に立脚して、日韓文化の交流を図り、日本に在住する韓国人の生活と文化の向上を促進し、もって日韓善隣友好の実を挙げることを目的とする。

(事業)

第5条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 韓国人留学生、在日韓国人学生・生徒及び日本人学生・生徒のための学資の支給または貸与に関する事業
- (2) 民族文化の紹介等日韓文化の交流に関する事業
- (3) 在日韓国人の環境の改善、生業のあっせん、技術の訓練、その他在日韓国人の生活と文化の増進に関する事業
- (4) 在日韓国人に対する更生援護に関する事業
- (5) 在日韓国人子女に対する保育事業
- (6) 機関紙の発行に関する事業
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(財産の構成)

第6条 協会の財産は、次の各号に掲げるもので構成される。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(財産の種類)

第7条 協会の財産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるもので構成される。

- (1) 別紙財産目録中基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、協会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及びの同意を経て、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

4 運用財産は、基本財産の元本以外の財産で構成される。

(経費の支弁)

第8条 協会の経費は、運用財産をもって支弁するものとする。

(財産の管理者及びその方法)

第9条 協会の財産は、理事長が管理する。その管理の方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(現金の保管)

第10条 財産のうち、現金は、郵便官署又は確実な銀行若しくは信用組合に預け入れ信託会社に信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換えて、保管するものとする。

第11条 削 除

(事業計画及び予算並びに事業報告及び決算)

第12条 協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事会が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、主務官庁に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

1の2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

1の3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

2 協会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3ヶ月以内に主務官庁に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

3 削 除

(長期借入金)

第12条の2 協会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第12条の3 予算で定めるものを除き、協会が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。

(特別会計)

第13条 協会は、収益事業を行うため又はその他の事由により必要があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、特別会計を設けることができる。

(収益の使用)

第14条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、基本財産又は運用財産に繰り入れなければならない。

(会計年度)

第15条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役 員

(役員の種別及び員数)

第16条 協会に、次の役員を置く。

理 事	8人以上20人以内
内 会 長	1人
副会長	2人
理事長	1人
(削 除)	
常務理事	2人以上

監 事 2人

(削 除)

(役員の選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会が選任し、会長が委嘱する。

- 2 理事は、互選により会長、副会長、理事長及び常務理事を選任する。
 - 3 削 除
 - 4 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
 - 5 監事は、理事又は評議員を兼ねてはならない。
 - 6 理事が評議員を兼ねる場合は、その理事の総数は、評議員の総数の半数未満に止めるものとする。
 - 7 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
 - 8 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。
 - 9 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。(役員の職務権限)
- 第18条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。
- 1の2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は、会長に事故があるときは、副会長のうちあらかじめ会長の指定する者がその職務を代理する。
 - 2 理事長は、協会を代表し、会長の意を受けて協会の業務を掌理し、会長、副会長が欠けたとき、又は、会長、副会長共に事故があるときは、その職務を専決する。
- 2の2 削 除
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、協会の常務を分担処理する。理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、常務理事のうちからあらかじめ理事長の指定する者が、その職務を代理する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この寄付行為に定めるところにより、協会の業務を議決し、執行する。
 - 5 削 除
 - 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は主務官庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること

(役員の任期)

第19条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第20条の2 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第21条 協会に顧問若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、委嘱する。
- 3 顧問は、重要な会務について、会長及び理事長の諮問に応ずる。

第22条 削 除

第5章 理 事 会

(構 成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

(種類及び開催)

第23条の2 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長又は理事長が必要と認めたとき

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
(3) 第18条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招 集)

第24条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第24条の2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(開会の定足数)

第25条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(開会の定足数)

第26条 理事会の議事は、この寄付行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決定する。

(欠席者の表決)

第27条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は出席理事に表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(書面による会議)

第28条 簡易な事項又は急速を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

(理事会の権能)

第29条 理事会は、この寄付行為に定めるもののほか、協会の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(議 事 録)

第29条の2 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨をふきする。）

(3) 審議事項及び表決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印をしなければならない。

第5章の2 評議員及び評議員会

(評 議 員)

第30条 協会に、評議員9人以上21人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。

3 評議員には、第19条、第20条及び第20条の2の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第30条の2 評議員会は、評議員会をもって構成する。

2 評議員会は、会長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄付行為に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会には、第25条から第28条まで及び第29条の2の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第31条 削 除

第6章 会 員

(会員の要件及び種類)

第32条 協会の目的に賛同し、毎年一定の寄付金を納めて事業を援助するものを会員とする。会員の種類と寄付金の額は、理事会の決議により、会長が定める。

(入 会)

第33条 会員になることを希望するものは、寄付金を添えて申し込み、会長の承認を受けなければならない。

(会員の資格喪失)

第34条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

(1) 退 会

(2) 死亡又は失そうの宣告

(3) 禁治産又は禁治産の宣告

(4) 除 名

(退 会)

第35条 退会しようとする会員は、理由を付して、理事長に届け出なければならない。

(除 名)

第36条 会員が次の各号の一に該当するときは、会長は、理事会の決議により、これを除名することができる。

(1) 協会の名誉を傷つけ、又は協会の目的に反する行為のあったとき

(2) 会員としての義務に違反したとき

(既納寄付金)

第37条 既納の寄付金は、いかなる理由があっても返還しない。

第7章 寄付行為の変更及び協会の解散

(寄付行為の変更)

第38条 この寄付行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て、かつ、主務官庁の認可を受けて、変更することができる。

(解 散)

第39条 協会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て、かつ、主務官庁の認可を得て、解散することができる。

(残余財産の処分)

第40条 協会が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て、主務官庁の認可を得て、協会と類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

第7章の2 削 除

第7章の3 事 務 局

(設 置 等)

第40条の9 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(備付け書類及び帳簿)

第40条の10 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 寄付行為

- (2) 理事、監事、評議員の名簿及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄付行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第8章 補 則

(施行規定)

第41条 この寄付行為に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。